

# 令和6年度

補助率

4/5

## 大田区商店街戦略的PR事業費補助金

### ご案内

こんな希望がありましたら  
ぜひご活用ください！

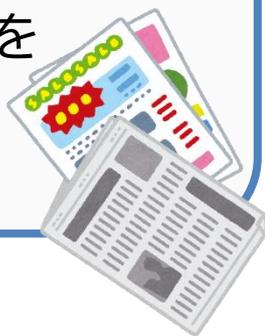
ホームページやSNS  
で商店会の情報を  
広く発信したい！



商店街の広報について  
専門家のアドバイスが  
ほしい！



商店街マップやロゴ制作  
をして集客アップや  
ブランディングを  
図りたい！



フラッグを掲げて  
商店会を明るく  
飾りたい！



補助金の詳細はこちら

# 制度の内容

- ◆申請単位 商店会…団体届出が受理された区内商店会(共催可)  
グループ…5店舗以上の区内店舗で構成されたグループ※  
※グループ申請の詳細は「令和6年度大田区商店街支援事業の案内」P18をご確認ください。
- ◆実施期間 交付決定日から令和7年2月28日(金)まで
- ◆申請可能数 1商店会あたり商店会申請・グループ申請合わせて単年度に2事業まで
- ◆補助対象事業 下表のとおりです。判断に迷う場合はご相談ください。

補助対象事業	補助率	補助対象経費 限度額	補助 限度額	主な補助内容
広報戦略事業	4/5	40万円	32万円 ※1	副業者等の専門性の高い外部人材を活用し、広報戦略を立案し、媒体制作を一体的に実施する際にかかる経費 ※2※3
WEB媒体制作事業				WEB媒体の制作や掲出に要する経費 ※3
其他媒体制作事業		20万円	16万円 ※1	紙媒体やフラッグ等制作に要する経費

※1 共催の場合も補助上限額は32万円・16万円です。

※2 制作する媒体は、立案した実施計画や制作内容に沿って制作してください。

※3 WEB媒体制作の経費計上があれば、WEB媒体制作事業内で紙等の其他媒体を制作することも可能です。

※4 商店会申請及びグループ申請へ参加する1店舗あたりの参加可能数は、各年度で通算して4回までです。

- ◆申請受付期限 申請回を増設しました！ 第1回より以前に事業の実施を希望する場合は、産業振興課までご相談ください。

申請回	交付申請書(見積書を添付) 提出期限	事業開始可能日 (交付決定予定日)	事業実施 可能期間
第1回	令和6年4月12日(金)	令和6年5月1日(水)	交付決定日から 令和7年2月 28日(金)まで
第2回	令和6年5月10日(金)	令和6年6月3日(月)	
第3回	令和6年6月14日(金)	令和6年7月1日(月)	
第4回	令和6年7月12日(金)	令和6年8月1日(木)	
第5回	令和6年8月9日(金)	令和6年9月2日(月)	
第6回	令和6年9月13日(金)	令和6年10月1日(火)	
第7回	令和6年10月11日(金)	令和6年11月1日(金)	
第8回	令和6年11月8日(金)	令和6年12月2日(月)	
第9回	令和6年11月29日(金)	令和6年12月13日(金)	
第10回	令和6年12月13日(金)	令和7年1月6日(月)	
第11回	令和7年1月10日(金)	随時	

## ◆補助対象経費

下表のとおりです。判断に迷う場合はご相談ください。

主な補助対象経費	主な補助対象外経費
<p>広報戦略事業</p> <p>①広報戦略の立案や計画策定について外部人材に伴走支援や助言を依頼する際の謝礼等費用</p> <p>②WEBサイト、SNS等の新設及び更新する費用 (企画・構成、コンテンツ制作、デザイン、コーディング、ディレクション、更新等の費用が対象。CMSやサーバー等の保守及び運用にかかる費用は除く。)</p> <p>③商店会HPの新設及び更新にかかる経費</p> <p>④動画制作及び配信にかかる経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店会等の運営維持費等の恒常的な経費 (備品購入費、消耗品購入費、サーバー等のレンタルにかかる経費等)</li> <li>・実施主体である団体構成員とその所属する商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)に対して支出する謝礼等の経費(生業としている業務に関わる支出については補助対象)</li> <li>・金券における換金分</li> <li>・当事業に直接必要のない経費 (広告物制作以外に係るコピー代等)</li> <li>・使用実績のないもの (配布されなかった金券、配布又は掲出されなかった広告物にかかる経費)</li> </ul>
<p>WEB媒体制作事業</p> <p>●広報戦略事業のうち②③④</p>	
<p>その他媒体制作事業</p> <p>●ポスター、チラシ、マップ、パンフレット等の制作・掲出費</p> <p>●横断幕、のぼり旗、POP、フラッグ等の制作・掲出費</p> <p>●ロゴ等のデザイン制作委託費 (媒体制作と一体的に制作する場合のみ可)</p> <p>●新聞、雑誌、WEB媒体等への掲載料</p> <p>●新聞折込及びポスティングにかかる経費</p> <p>●金券制作費(換金分は除く)</p> <p>●制作等に係る謝礼(最低賃金以上時給1,500円以下の部分)</p>	

「おおたの未来づくり※」に関連した制作物は、産業振興課へ事前にご相談ください。

※小学校第5・6学年の児童を対象とし、「笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力」の育成を目指す大田区の独自教科です。令和6年度は一部学校(30校)が研究開発に取り組み、令和7年度から全小学校(60校)で実施予定です。

## 申請方法

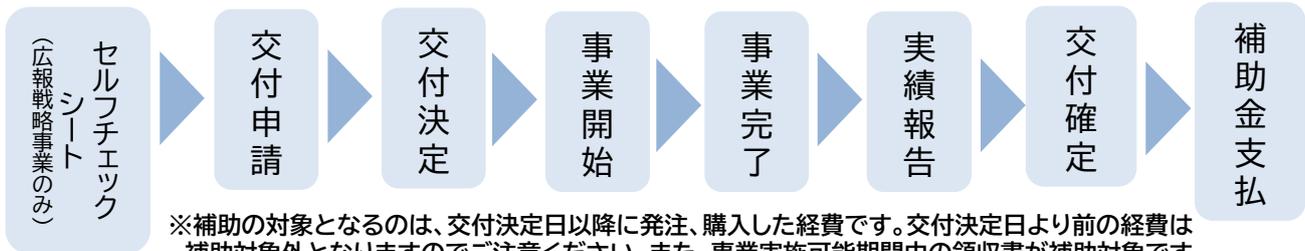
◆P1に記載の申請受付期限までに、交付申請書を産業振興課へご提出ください。

広報戦略事業の場合は、セルフチェックシートもご提出ください。

◆交付申請書の様式は、様式集又は大田区HPからダウンロードできます。

産業振興課でも配付しています。

こちらからダウンロードできます→



<問合せ・申請先> 大田区産業経済部 産業振興課 産業振興担当(商業)

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号

大田区産業プラザPiO 4階

電話(5744)1373 E-mail:[shogyo@city.ota.tokyo.jp](mailto:shogyo@city.ota.tokyo.jp)

# 活用事例

この補助金の活用事例を紹介します！ぜひご参考にご覧ください。

## 事例1

### 京浜蒲田商店街協同組合

#### 京急蒲田あすと商店街インスタグラム事業

上野理事長にお話を伺いました。

##### 【羽田から好アクセスな蒲田の玄関口としてアピール】

新旧の店舗が交わる魅力あふれる“あすと商店街”を「立ち寄りたい商店街」として、羽田空港利用者や地域の方など幅広い来訪者へPRすることを目的に、インスタグラムでの情報発信に取り組んでいます。この補助金は、アカウントの立ち上げだけでなく、日常的な投稿にも活用できるところが良いです。

##### 【商店街と外部人材がタッグを組んでアカウントを運用】

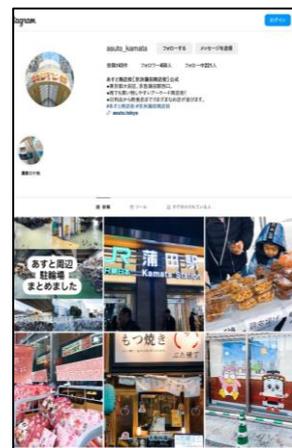
アカウント運用は、理事長と区内在住のWEBデザイナーがタッグを組んで行っています。理事長が、投稿する話題や写真撮影を行い、それを受けてWEBデザイナーが写真の加工や投稿文の作成を行っています。

##### 【順調にフォロワー数が増加】

インスタグラムでは商店街のイベント情報も告知しています。昨年の七夕まつりでは「投稿を見てイベントに来ました」というお客様が現れ、効果を実感しています。フォロワー数も着々と増加しているのので、更に魅力的な投稿を続け、“あすと商店街”を身近に感じて来てくれる方を増やしたいです！



新たに制作したフラッグもPR



近隣情報など幅広い話題を投稿

## 事例2

### 武蔵新田商店会

#### 武蔵新田商店会を元気にしよう大作戦

小川会長にお話を伺いました。

##### 【きっかけは子どもたちから商店会への応援】

大変ありがたいことに、多摩川小学校から「武蔵新田商店会を応援したい！」と声をかけていただいたことがきっかけです。生徒が絵を描いたフラッグを掲げれば、商店会がもっと元気になるのではと提案いただいていたところ、この補助金を知り、事業実施の後押しになりました。

##### 【地域一丸となって大作戦決行！】

去る12月9日、多摩川小学校の生徒さん達や先生、PTAの皆さまが寒空の下、多摩川小学校の正門に集結してくれ、3年生が絵を描いた80枚のフラッグを装飾灯に取り付ける、「武蔵新田商店会を元気にしよう大作戦」が決行されました。

##### 【商店会が活性化！地域との連携が加速！】

商店会全体が明るく賑やかな雰囲気になり、1枚1枚のオリジナルフラッグが商店会と地域の結びつきの象徴となりました。今回のフラッグ事業を機に、商店会内外のコミュニケーションが活発になり、地域との連携を一層深めることができた実感しています。



多摩川小学校の生徒が絵を描いたフラッグ



フラッグがはためく商店会の様子